

法人単位事業活動計算書

(自) 令和3年4月1日 (至) 令和4年3月31日

第二号第一様式
(第二十三条第四項関係)

法人名：社会福祉法人 恵愛会

(単位：円)

勘定科目		当年度決算(A)	前年度決算(B)	増減(A)-(B)	
サービス活動増減の部	収益				
	介護保険事業収益				
	老人福祉事業収益				
	児童福祉事業収益				
	保育事業収益	218,428,672	206,982,419	11,446,253	
	障害福祉サービス等事業収益				
	生活保護事業収益				
	医療事業収益				
	〇〇収益				
	経常経費寄附金収益	190,000	195,000	△5,000	
その他の収益					
	サービス活動収益計(1)	218,618,672	207,177,419	11,441,253	
費用	人件費	174,587,802	174,460,669	127,133	
	事業費	21,968,591	20,673,109	1,295,482	
	事務費	13,601,292	9,238,245	4,363,047	
	授産事業費用				
	〇〇費用				
	利用者負担軽減額				
	減価償却費	8,225,086	8,390,036	△164,950	
	国庫補助金等特別積立金取崩額	△4,143,293	△4,219,090	75,797	
	徴収不能額				
	徴収不能引当金繰入				
その他の費用					
	サービス活動費用計(2)	214,239,478	208,542,969	5,696,509	
	サービス活動増減差額(3)=(1)-(2)	4,379,194	△1,365,550	5,744,744	
サービス活動外増減の部	収益				
	借入金利息補助金収益				
	受取利息配当金収益	2,430	18,746	△16,316	
	有価証券評価益				
	有価証券売却益				
	投資有価証券評価益				
	投資有価証券売却益				
	その他のサービス活動外収益	1,499,804	1,366,780	133,024	
		サービス活動外収益計(4)	1,502,234	1,385,526	116,708
	費用				
支払利息					
有価証券評価損					
有価証券売却損					
投資有価証券評価損					
投資有価証券売却損					
その他のサービス活動外費用	1,353,635	1,257,537	96,098		
	サービス活動外費用計(5)	1,353,635	1,257,537	96,098	
	サービス活動外増減差額(6)=(4)-(5)	148,599	127,989	20,610	
	経常増減差額(7)=(3)+(6)	4,527,793	△1,237,561	5,765,354	

法人単位事業活動計算書

(自) 令和3年4月1日 (至) 令和4年3月31日

第二号第一様式
(第二十三条第四項関係)

法人名：社会福祉法人 恵愛会

(単位：円)

勘定科目		当年度決算(A)	前年度決算(B)	増減(A) - (B)
特別増減の部	収益			
	施設整備等補助金収益		2,695,000	△2,695,000
	施設整備等寄附金収益			
	長期運営資金借入金元金償還寄附金収益			
	固定資産受贈額			
	固定資産売却益			
	その他の特別収益			
	特別収益計(8)	0	2,695,000	△2,695,000
	費用			
	基本金組入額			
資産評価損				
固定資産売却損・処分損				
国庫補助金等特別積立金取崩額(除却等)				
国庫補助金等特別積立金積立額		2,695,000	△2,695,000	
災害損失				
その他の特別損失				
特別費用計(9)	0	2,695,000	△2,695,000	
特別増減差額(10)=(8)-(9)	0	0	0	
当期活動増減差額(11)=(7)+(10)	4,527,793	△1,237,561	5,765,354	
繰越活動増減差額の部	前期繰越活動増減差額(12)	△9,719,138	△8,481,577	△1,237,561
	当期末繰越活動増減差額(13)=(11)+(12)	△5,191,345	△9,719,138	4,527,793
	基本金取崩額(14)	0	0	0
	その他の積立金取崩額(15)	0	0	0
	その他の積立金積立額(16)	6,000,000	0	6,000,000
	次期繰越活動増減差額(17)=(13)+(14)+(15)-(16)	△11,191,345	△9,719,138	△1,472,207

※本様式は、勘定科目の大区分のみを記載するが、必要のないものは省略することができる。ただし追加・修正はできないものとする。